

## 美唄市社会福祉協議会

### 介護福祉士実務者研修（通信課程）学則

（事業者の名称・所在地）

第1条 本研修は次の事業者（以下、「当法人」という）が実施する。

- 一 名称：社会福祉法人 美唄市社会福祉協議会
- 二 所在地：北海道美唄市西3条南3丁目6番2号

（目的）

第2条 介護福祉士実務者研修の学びを通じて、専門的知識及び技術を備えた介護福祉領域の中核的存在として活躍し得る人材を養成し（社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号の規定に基づく介護福祉士試験の受験資格を取得させる）、地域社会に貢献することを目的とする。

（実施課程及び形式）

第3条 前条の目的を達成するために、介護福祉士実務者研修（通信課程）（以下「研修」という。）を実施する。

- 2 研修は通信形式を主体とし、一部面接授業を含むものとする。
- 3 対象地域は北海道とする。

（研修事業の名称）

第4条 研修事業の名称は次のとおりとする。

美唄市社会福祉協議会 介護福祉士実務者研修（通信課程）

（研修の会場）

第5条 研修の講義及び演習場所は次のとおりとする。

- 一 場所：北海道美唄市西3条南3丁目6番2号
- 二 名称：美唄市総合福祉センター

（修行年限）

第6条 研修の「修業年限」は原則6ヶ月とする。

（定員及び学級数）

第7条 1学級の定員は15名とする。

- 2 1年間の学級数は4学級とする。

(教育課程及び授業時間数)

第8条 本講座の教育課程及び授業時間(実時間)数は、別表1のとおりとする。

- 2 養成課程の科目、教育に含むべき内容及び到達目標は、「社会福祉養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」(平成20年3月28日社援発第0328001号厚生労働省社会援護局長)に定める内容に準拠する。

(履修免除)

第9条 既に訪問介護員養成研修等を修了している者については、「実務者研修における「他研修等の修了認定」の留意点について」(平成23年11月4日社援基発1104第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長)に基づき、別表2のとおり取り扱うものとする。

(休業日)

第10条 休業日は次のとおりとする。

ただし、当法人が必要と認める場合には休業日を変更することがある。

- 一 年末年始 12月29日～1月3日
- 二 土曜日・日曜日・祝祭日 (面接授業実施日を除く。)

(受講対象者)

第11条 受講の対象は下記の条件を満たす者とする。

- 一 介護(職)に従事する又は従事しようとする者、及び介護福祉士の資格取得を目指している者
- 二 受講に支障のない心身ともに健康である者
- 三 受講に必要な基礎学力があると認められる者
- 四 面接授業(スクーリング)を含む全ての過程を修了することが可能な者

(入所時期)

第12条 入所の時期は、3月、6月、9月、12月の年4回とする。

(入所手続き)

第13条 入所手続きは以下の通りとする。

- 一 受講予定者は本講座受講申込期間に申込用紙および科目の修了認定証明証を当法人に提出する。
- 二 当法人は、書類審査の上、受講の決定を行い、受講決定通知書を受講生あてに通知する。
- 三 受講決定通知書を受け取った受講予定者は、受講料を当法人に納入する。
- 四 当法人は、受講料の納入を確認した後、受講生に教材を郵送する。

(退学)

第14条 退学をしようとする受講生は、退学願を提出し、養成施設長の許可を得なければならない。

(休学)

第15条 受講生は、疾病その他やむを得ない理由により就学をすることができない場合は休学願を提出し、養成施設長の許可を得なければならない。この場合において、休学の理由が疾病による時は、医師の診断書を提出しなければならない。

2 休学の期間は、最長で1年とする。

(復学)

第16条 休学していた学生が、休学の理由が消滅し、復学しようとするときは、復学願を提出し、養成施設長の許可を得なければならない。

(教職員組織)

第17条 当法人に次の各号に掲げる教職員を置く。

- 一 養成施設長
- 二 専任教員
- 三 兼任講師
- 四 事務職員

(教員会議)

第19条 当法人に教員会議を置き、前条に掲げる者をもって組織する。

2 教員会議は、養成施設長が召集し、その議長になる。

3 教員会議は、次の事項について審議する。

- 一 教育課程の編成に関する事項
- 二 受講生の募集に関する事項
- 三 受講生の修了に関する事項
- 四 研修課程上必要な施設、設備に関する事項
- 五 教員の選考に関する事項
- 六 その他必要と認める事項

(除籍)

第20条 次の各号に該当する者は、教員会議の議を経て、養成施設長が除籍する。

- 一 面接授業をすべて無断欠席した者
- 二 死亡の届出があった者
- 三 性行不良で改善の見込みがない者
- 四 本研修課程の秩序を乱し、その他受講生としての本分に著しく反した者
- 五 その他、本講座の受講生として不適切と本校が認めた者

(通信授業の実施方法及び評価)

第21条 通信授業の実施方法及び評価は、以下の通りとする。

- 一 受講生は、授業科目ごとの時間数を自宅学習し、示された学習課題について、それぞれ定められたところにより e-ラーニングもしくはレポートで評価を受ける。
- 二 各科目の添削問題で e-ラーニングもしくはレポートの成績評価は、各 100 点を満点とし、70 点以上を合格、69 点以下を不合格とする。
- 三 e-ラーニングの成績評価が不合格の場合、指定する期限、方法により、合格するまで再回答とする。
- 四 レポートの成績評価が不合格の場合、指定する期限、方法によりレポートを再提出とし、合格するまで再提出とする。
- 五 受講生は、教材の内容についてファックス又は電子メールにより質問することができるものとし、質問に関する郵送料、通信料は、受講生の負担とする。

(面接授業の実施方法及び評価)

第22条 面接授業(スクーリング)の実施方法及び評価は以下のとおりとする。

- 一 介護課程Ⅲは、第8条に定める授業科目および時間数又は回数とする。
- 二 介護課程Ⅲの開催時期等については、別に定めるところによる。
- 三 面接授業では科目の理解度を評価するため、小レポートを提出させる。
- 四 介護課程Ⅲの講師による修了試験(実技試験)を実施し、修得度を100点満点として70点以上を合格、69点以下を不合格とする。
- 五 医療的ケア演習においては、別表3に示す規定回数以上の演習、基準を満たすことで合格とする。
- 六 面接授業の会場において、授業開始から10分以上遅れた場合は欠席とする。また、やむを得ず欠席する場合は、事前に欠席届を提出するものとする。
- 七 面接授業に参加できない場合については、補講を受講するか、別期間開催の面接授業で当該授業を受講することにより、出席したものとみなす。
- 八 補講費用は1時間で介護過程Ⅲ5000円、医療的ケアが5000円とする。
- 九 別期間開催の面接授業を受講する場合は無料とする。  
ただし定員に空きがある場合のみとする。

(課程修了の認定)

第23条 第8条 別表1の教育課程の定めるところにより修了すべき科目についての e-ラーニングもしくはレポートの評価、面接授業の成績及び出席状況を判定し、その合格者に対して、養成施設長は、課程の修了を認定し、修了証明書を授与する。

(受講料)

第24条 受講料は以下の通りとする。

受講者の所有資格	受講料 eラーニング (消費税込)	郵送通信授業 (通信添削方式) (消費税込)	テキスト代金 (消費税込)
介護職員初任者研修	¥ 90,000	¥ 120,000	¥ 15,400
訪問介護員養成研修1級	¥ 60,000	¥ 65,000	¥ 4,400
訪問介護員養成研修2級	¥ 90,000	¥ 120,000	¥ 15,400
介護職員基礎研修	¥ 40,000	¥ 45,000	¥ 2,200
無資格	¥ 120,000	¥ 150,000	¥ 17,600

## 2、受講料の納入方法

- 一 支払い方法は一括納入とする。
- 二 指定の期日までに所定の銀行口座に振り込むこととする。
- 三 指定の期日までに本校事務窓口へ直接納入する。

(受講料の返還)

第25条 受講料については、自然災害などの不可抗力、本校の都合により中止した場合に限り返還する。研修開始後は、理由の如何を問わず、一切返還しない。

(学則の改廃)

第26条 この学則の改廃は教員会議の議を経て、養成施設長の承認を得るものとする。

第27条 この学則に定めるもののほか必要な事項は、養成施設長が別に定める。

(個人情報の取り扱い)

第28条 当法人が把握した、受講生の個人情報については、厳重に管理し、使用にあたっては適切な取り扱いをする。

- 2 当法人で知りえた個人情報については、守秘義務があり、他の者には一切漏らさない。

別表 1 科目及び授業時間数

指定規則上の科目名 (時間数)	時間数
人間の尊厳と自立 (5)	5
社会の理解 I (5)	5
社会の理解 II (30)	30
介護の基本 I (10)	10
介護の基本 II (20)	20
コミュニケーション技術 (20)	20
生活支援技術 I (20)	20
生活支援技術 II (30)	30
介護過程 I (20)	20
介護過程 II (25)	25
介護過程 III (45)	45
こころとからだのしくみ I (20)	20
こころとからだのしくみ II (60)	60
発達と老化の理解 I (10)	10
発達と老化の理解 II (20)	20
認知症の理解 I (10)	10
認知症の理解 II (20)	20
障害の理解 I (10)	10
障害の理解 II (20)	20
医療的ケア (50)	50
合 計 (450)	450

※「医療的ケア」は講義50時間とは別に演習を修了する必要があります。

別表2 届出の必要がない研修にかかる修了認定科目

教育内容	実務者 研修時間数	介護職員 初任者研修	訪問介護員研修			介護職員 基礎研修	その他 全国研修
			1級	2級	3級		
人間の尊厳と自立	5	免除	免除	免除	免除	免除	
社会の理解Ⅰ	5	免除	免除	免除	免除	免除	
社会の理解Ⅱ	30		免除			免除	
介護の基本Ⅰ	10	免除	免除	免除		免除	
介護の基本Ⅱ	20		免除	免除		免除	
コミュニケーション 技術	20		免除			免除	
生活支援技術Ⅰ	20	免除	免除	免除	免除	免除	
生活支援技術Ⅱ	30	免除	免除	免除		免除	
介護課程Ⅰ	20	免除	免除	免除		免除	
介護課程Ⅱ	25		免除			免除	
介護課程Ⅲ (スクーリング)	45					免除	
こころとからだの しくみⅠ	20	免除	免除	免除		免除	
こころとからだの しくみⅡ	60		免除			免除	
発達と老化の理解 Ⅰ	10		免除			免除	
発達と老化の理解 Ⅱ	20		免除			免除	
認知症の理解Ⅰ	10	免除	免除			免除	認知症 実践者研修
認知症の理解Ⅱ	20		免除			免除	認知症 実践者研修
障害の理解Ⅰ	10	免除	免除			免除	
障害の理解Ⅱ	20		免除			免除	
医療的ケア	50 (※)						喀痰吸引 等研修
実務者研修 受講時間数	4 5 0	3 2 0	9 5	3 2 0	4 2 0	5 0	

※「医療的ケア」は講義50時間とは別に演習を修了する必要があります。

### 別表 3

#### < 医療的ケア演習合格基準 >

喀痰吸引	口腔内・鼻腔内吸引・気管カニューレ内部それぞれのシミュレーター演習を5回以上、最終3回の実施時に不成功が1回もないことで合格とする。
経管栄養	胃ろう又は腸ろう・経鼻、それぞれのシミュレーター演習を5回以上、最終3回の実施時に不成功が1回もないことで合格とする。
救急蘇生法演習	1回以上行う。